

第十号様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【計算期間】

半期報告書

関東財務局長

年 月 日

第 期 中 (自 年 月 日 至
年 月 日)

【ファンド名】

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称
(所在地)

1 【ファンドの運用状況】(2)

(1) 【投資状況】

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】(3)

② 【分配の推移】(4)

③ 【収益率の推移】(5)

2 【設定及び解約の実績】(6)

3 【ファンドの経理状況】(7)

(1) 【中間貸借対照表】(8)

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】(9)

(3) 【中間注記表】(10)

4 【委託会社等の概況】

(1) 【資本金の額】(11)

(2) 【事業の内容及び営業の状況】(12)

(3) 【その他】(13)

5 【委託会社等の経理状況】(14)

(1) 【貸借対照表】(15)

(2) 【損益計算書】(16)

(3) 【株主資本等変動計算書】(17)

(記載上の注意)

(1) 一般的な事項

a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

- c 「1 ファンドの運用状況」及び「3 ファンドの経理状況」の項については、法第4条第1項本文、第2項本文又は第3項本文の規定の適用を受けたファンドについて記載すること。
- d この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- e 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- f 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- g 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
- h 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下hにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。

(2) ファンドの運用状況

当該計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）の前計算期間に係る有価証券報告書と併せて募集事項等記載書面を提出した場合には、「1 ファンドの運用状況」の「(1) 投資状況」の項目において、第四号様式の「記載上の注意」⁽²⁷⁾に準じた記載に加えて、同様式の「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の「5 運用状況」の「(2) 投資資産」に準じて記載すること。また、「1 ファンドの運用状況」の「(2) 運用実績」の次に「(3) 投資リスク」の項目を設けて、半期報告書提出日の直近日前5年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」^{(20)c}に規定する分配金再投資基準価額及び年間リターン率を、同様式「記載上の注意」^{(20)c}及びdに準じて記載すること。

(3) 純資産の推移

半期報告書提出日の直近日及び同日前1年以内における各月末について、第四号様式の「記載上の注意」⁽³²⁾に準じて記載すること。

(4) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」⁽³³⁾に準じて記載すること。

(5) 収益率の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」⁽³⁴⁾に準じて記載すること。

(6) 設定及び解約の実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号様式の「記載上の注意」⁽³⁵⁾に準じて記載すること。

(7) ファンドの経理状況

中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則⁽¹⁵⁾及び⁽¹⁶⁾において「中間財務諸表等規則」という。）第1条第1項に規定する中間財務諸表をい

う。以下この様式において同じ。)について、第四号様式の「記載上の注意」(4)に準じて記載すること。

(8) 中間貸借対照表

当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して6月を経過する日（(9)及び(10)において「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。

(9) 中間損益及び剰余金計算書

当該計算期間に係る中間損益及び剰余金計算書（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益及び剰余金計算書をいう。(10)において同じ。）を記載すること。

(10) 中間注記表

当該計算期間に係る中間注記表（計算期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る注記表をいう。）を記載すること。

なお、中間注記表を作成していない場合は、中間貸借対照表並びに中間損益及び剰余金計算書に関連する注記を記載すること。

(11) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の委託会社等（発行者たる内国投資信託受益証券に係る投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する投資信託委託会社又は同条第2項に規定する委託者非指図型投資信託の受託者である同法第47条第1項に規定する信託会社等をいう。以下この様式において同じ。）の資本金の額、委託会社等が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

(12) 事業の内容及び営業の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号様式の「記載上の注意」(5)に準じて記載すること。

(13) その他

半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

(14) 委託会社等の経理状況

a 委託会社等の財務諸表又は中間財務諸表について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

b 委託会社等が継続開示会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第28号に規定する継続開示会社をいう。）に該当する者である場合には、(15)から(17)までの記載及びaに規定する書類の添付に代えて、同令第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第1 保証会社情報」の「2 継続開示会社たる保証会社に関する事項」に準じて、有価証券届出書提出日において既に提出されている委託会社等の直近の有価証券報告書（同条第18号に規定する有価証券報告書をいう。）及びその添付書類並びにその提出日以後に提出される四半期報告書（同条第18号の5に規定する四半期報告書をいう。以下bにおいて同じ。）（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書（同条第19号に規定する半期報告書をいう。）並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

(15) 貸借対照表

委託会社等の最近事業年度に係る貸借対照表について記載すること。

ただし、1年を1事業年度とする委託会社等について、最近事業年度の次の事業年度開始の日から起算して9月を経過する日以後に半期報告書を提出する場合には、当

該事業年度に係る中間貸借対照表（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(16) 損益計算書

委託会社等の最近事業年度に係る損益計算書について記載すること。

ただし、(15)ただし書に規定する中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

(17) 株主資本等変動計算書

委託会社等の最近事業年度に係る株主資本等変動計算書について記載すること。